

証券コード 3719

平成28年3月15日

株主各位

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
株式会社 ジェクシード
代表取締役 野澤 裕

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年3月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目1番20号
お茶の水ユニオンビル4階
エムワイ貸会議室 お茶の水 Room-A
(会場が昨年と異なっております。詳細は末尾の会場ご案内図をご参照下さい。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 第52期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

<代理人による議決権行使のご案内>

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.gexeed.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く市場環境は、緩やかながら国内企業の収益改善がみられ、設備投資を図る企業が増えてきております。また、海外企業が日本国内の拠点を設置したり、M&Aなどにより日本への進出を進めている企業が増加傾向にあります。この様な環境下、当社の主要ビジネスであるERPコンサルティングは、国内外企業との商談が活発化し、売上計上においても対前年比約10%の増加となりました。

2つ目の柱である人事コンサルティングは「タレントマネジメント」のプロジェクト数が増加し、売上計上においても対前年比約10%の増加となりました。

製品サービス、ビジネスコンサルティング分野においては、新規顧客からの受注数が拡大しました。

しかしながら、市場の成長の速度は想定よりも緩やかなものであり、当社におけるビジネス基盤の構築にも想定以上の時間を要すると判断し、期初に策定した事業計画の数値を見直し、下方修正を行うこととなりました。

営業利益においては、第2、第3、第4四半期において四半期での黒字化を達成することが出来、当事業年度通期においても、僅かな金額ではありますが黒字化を達成し、長年の赤字続きの状況から脱することが出来ました。

当社は、「ERPコンサルティング」「人事コンサルティング」「製品サービス」の3つの分野を事業の柱として、業績回復を図るために結果重視のオペレーションへの変革を行うとともに、サービスラインナップを拡充するために、製品ベンダー、同業他社等のパートナー企業との業務提携を積極的に取り組んでまいりました。また、徹底したコスト削減を実施したことが営業利益の黒字化に寄与しました。

当社の第1の事業の柱である「ERPコンサルティング」については、海外企業が使用しているERPシステムを日本の連結対象の関連会社へ導入する案件やバージョンアップグレード案件の獲得等で、売上高の増加を実現しました。

また、中堅企業やサービス業の市場を開拓するために、ネットスイート社のクラウドERPであるNetSuiteの導入コンサルティングの販売体制を整備し、受注を促進しております。

第2の事業の柱となる「人事コンサルティング」の分野においては、国内市場においてタレントマネジメントの需要が高まっており、商談の機会が増加し、導入コンサルテ

イング案件の受注件数が拡大したため、売上高の増加を実現しました。

第3の事業の柱である「製品サービス」の分野においては、スケジュール同期ソフトであるGx_Syncの販売数が拡大しております。

企業におけるワークスタイルの変革を支援するGX_SmaworXシリーズについては、導入コンサルティングのテンプレートの開発を終了し、新規顧客向けに導入コンサルティングの受注が拡大しております。

これらの取り組みの結果、当事業年度の売上高は715,968千円(前事業年度比4.9%増)となりました。営業利益は25千円(前事業年度は営業損失83,218千円)、経常損失は576千円(前事業年度は経常損失86,709千円)、当期純損失は3,579千円(前事業年度は当期純損失109,510千円)となりました。

国内における経済の不安定さから景況は先行が不透明な状況にあります。こうした経済環境の中、当社は、継続して営業利益の黒字化を達成すべく、営業力を高めるためにパートナー企業との関係をさらに強化するとともに、マーケティング活動に力を入れ、商談機会拡大のための基盤を整えていきます。また、企業価値を向上するために、結果重視型のオペレーションスタイルを継続しつつ、徹底した業務の効率化を図るとともに、人財の採用・育成を強化し、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度の向上を目指し、収益の拡大を図ってまいります。

さらに、新たな事業地域や分野の拡大、ビジネス規模の拡大を目的として、M&Aの可能性を継続して検討いたします。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました主な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第49期 (平成24年12月期)	第50期 (平成25年12月期)	第51期 (平成26年12月期)	第52期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売 上 高 (千円)	1,140,355	1,113,505	682,759	715,968
当期純損失(△) (千円)	△177,768	△173,780	△109,510	△3,579
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△19.54	△16.83	△8.61	△0.24
総 資 産 (千円)	592,910	470,888	474,881	480,475
純 資 産 (千円)	71,508	155,969	257,221	282,864
1株当たり 純 資 産 額 (円)	7.7	12.28	17.39	18.81

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、株式会社インビットは当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

① 財務体質の健全化

当社は組織の活性化を促進し、収益構造の変革により黒字化を図り、財務の安定化並びに収益の継続黒字計上を目指しております。

② 事業基盤の強化

会計業務・基幹業務・人事関連業務に関するコンサルティング事業においても臨機応変に事業基盤の整備を行い、新しく取り組んでいるワークスタイルの変革に関するコンサルティング事業についても事業基盤の確立、安定を目指し一層のコスト削減を実施するとともに、旧来のビジネスモデルからの脱皮を図り、新たな収益の柱の構築と確立を進めております。

当社が提供するサービスにおいて収益を安定的に得るためには、他社との差別化を図り、高い専門性を持つ質の高いコンサルティングを提供することが不可欠であります。

当社としてはスピード感をもって臨機応変に世の中の変化に対応し、質の高いコンサルティングサービスを提供するために、優秀な人財を雇用し、その能力と実行力を結集してコンサルティング事業の更なる強化を図っております。

また、これまでの単独での事業の改革に加え、大きなシナジー効果が見込まれる同業IT企業との業務提携、営業提携等々の施策を積極的に模索し、業績の急回復を図っております。

③ 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に関する重要な影響を及ぼす事象

当社は、業績の回復を目指し経営再建計画を実施し、売上総利益、営業損益の改善を図ってまいりました。

さらに、資本政策を実施し、短期借入金により運転資金を確保するとともに、増資による事業投資資金の調達を実施することで純資産額の改善をいたしました。

「1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりパートナー企業との業務提携を推進し、中堅企業・海外企業・新規顧客との商談の機会を拡大するとともに、コスト削減を行うことで業績が回復の傾向にあります。

また、事業継続性を確保するために、リスク管理体制を強化し、不測の事態に対応出来る対策を講じております。当社では、長期にわたって安定した経営基盤を確立することを目指し、以下の施策を継続して講じてまいります。

1. パートナー企業との業務提携の強化と営業地域の拡大
2. 取扱サービスの拡充による売上の強化
3. セミナー開催、展示会出展、Web活用等マーケティング活動の強化による売上の拡大
4. 即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業の促進
5. コンサルタントの育成によるスキルアップ及び多能化による稼働率の改善
6. 継続的な経費の抑制と削減
7. M&Aを視野に入れた事業領域の拡大と優秀な人財の確保の推進

これらの施策を継続して実施することで、収益性の改善が見込める一方で、業績の回復が計画通りに推移しない場合であっても手持ち資金に問題が無いことを確認しております。当社といたしましては継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事業区分	主要製品
コンサルティング事業	システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、CIO/CMO支援、Webマーケティング支援、株式公開支援業務、M&A・企業再生コンサルティング

(6) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

本社	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
----	----------------------

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57 (1) 名	△13 (1) 名	40.0歳	6.4年

(注) 1. 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前事業年度末に比し、13名減少いたしましたのは自然減によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	8,814 千円
株式会社ティーオーコーポレーション	90,000 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 15,000,732株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は300,000株増加しております。

(3) 株主数 3,554名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ティーオーコーポレーション	3,211千株	21.40%
大島幸子	1,000千株	6.66%
株式会社ゼット	454千株	3.02%
大島剛生	271千株	1.80%
楽天証券株式会社	215千株	1.43%
株式会社SBI証券	201千株	1.34%
有限会社ティーアール商事	160千株	1.06%
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH	151千株	1.00%
日本証券金融株式会社	144千株	0.96%
株式会社i.m.c.o	130千株	0.86%

(注)持株比率は自己株式（236株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況（平成27年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
野澤 裕	代表取締役	(株)イビット 代表取締役
大島 貴之	取締役	アファームト・ネットワークス ジェネラルマネージャー
林 芳隆	取締役	PAMUS(株) 代表取締役
長岡 亮介	社外取締役	明治大学 理工学部特任教授
石川 祐一	常勤監査役	—
佐藤 烈臣	社外監査役	—
庄籠 一允	社外監査役	庄籠税理士事務所 税理士 澁澤倉庫(株) 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- ① 平成27年3月27日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長兼社長大島剛生氏及び取締役西岡重機氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 平成27年3月27日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、監査役長岡亮介氏は辞任により退任いたしました。
 - ③ 平成27年3月27日開催の第51期定時株主総会において、新たに長岡亮介氏は取締役に選任され就任いたしました。
 - ④ 平成27年3月27日開催の第51期定時株主総会において、新たに庄籠一允氏は監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役長岡亮介氏は社外取締役であります。
 3. 監査役佐藤烈臣氏及び監査役庄籠一允氏は社外監査役であります。
 4. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役佐藤烈臣氏及び監査役庄籠一允氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名（うち社外取締役3名）	30,995千円（うち社外取締役4,650千円）
監査役	4名（うち社外監査役3名）	7,680千円（うち社外監査役2,580千円）
合計	9名（うち社外役員6名）	38,675千円（うち社外役員7,230千円）

- (注) 1. 上記には平成27年3月27日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額は全て役員報酬であります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成15年3月25日開催の第39期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成15年3月25日開催の第39期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役庄籠一允氏は、澁澤倉庫(株)の社外監査役を兼職しており、また、庄籠税理士事務所の税理士であります。同社及び同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

当事業年度の取締役会には、取締役長岡亮介氏は就任後の回数16回中10回出席、監査役佐藤烈臣氏は21回中21回出席、監査役庄籠一允氏は就任後の回数16回中16回出席し、適宜質問し意見を述べております。

当事業年度の監査役会には、監査役佐藤烈臣氏は13回中13回出席、監査役庄籠一允氏は就任後の回数10回中10回出席し、監査に関する重要事項の協議、監査結果に関する意見交換等を行っております。

- ・ 取締役会における発言状況

取締役長岡亮介氏、監査役佐藤烈臣氏、監査役庄籠一允氏からはその豊富な経営、財務会計、コンプライアンスに関するご経験から、取締役会への出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。

- ・ 監査役会における発言状況

監査役佐藤烈臣氏、監査役庄籠一允氏からはその豊富な経営、財務会計、コンプライアンスに関するご経験から、監査役会への出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外役員である取締役長岡亮介氏、監査役佐藤烈臣氏、監査役庄籠一允氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役員を対象とした行動指針として企業行動憲章を定め、周知徹底させる。
 - ・コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - ・各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、当社グループ会社管理規定及びコンプライアンス・ポリシーを定め、コンプライアンス体制を構築する。
 - ・リスク管理を統括する部門は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務補助のため必要に応じて、監査役スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生しまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ・内部通報制度を整備し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査役への報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、事業部門会議その他の重要な会議等に参加し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
- ・当社は、幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、月3回の経営会議（構成員は取締役、常勤監査役、管理本部長）を開催する。
- ・監査役は職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の履行を保障される。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 全般的運用状況

当社は監査役制度を採用しております。提出日現在、取締役4名（社外取締役1名）、監査役3名（社外監査役2名）となっております。会社法上の意思決定機関である取締役会は、月1回の定時取締役会以外にも必要に応じて臨時取締役会を開催し、適時適切に意思決定ができるよう運用しております。取締役会では、重要事項は全て付議されておりますと同時に、業績の進捗・受注状況につきましても討議し、対策等を迅速に行っております。また、監査役が取締役会へ出席し、経営に対し適正な監視を行っております。

当社は、平成18年度より、会社法上の大会社として監査役会を組織しております。これにより一層の監査役会監査の充実を図り、取締役の職務執行の監視強化を行っております。当該監査役会の構成員である3名の監査役いずれもが社外監査役の要件を満たしております。監査役は、定時取締役会、臨時取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視しております。また、内部監査室及び監査法人と積極的に意見交換を行うなど、緊密な連携を図ることにより、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長により管理部門に所属する従業員が指名され、内部監査室の業務として相互監査の方法により各社の業務の監査を実行しております。内部監査室は監査役会とも協調した上で、年間監査計画に基づき関係諸法令や当社諸規程に従い当社及び当社子会社の監査・指導を行っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役及び社外監査役2名により構成される監査役会により実施されております。監査役会により策定された監査方針、監査計画に従い取締役会及び経営会議等重要な社内会議に出席し意見を述べるとともに、取締役等から職務の執行状況を聴取、重要な書類等を閲覧する等し、取締役の業務執行を監視しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の取締役1名が社外取締役であり、監査役2名が社外監査役であります。

社外取締役は、取締役会に出席し、社外経験を活かした客観的な見地及び独立した立場から他の取締役の監視監督を行っております。また、内部統制部門による報告や各種情報を取締役会を通じ入手するとともに、必要があれば直接に情報・意見の交換等を行い、監視監督の質の向上を図っております。

社外監査役は、取締役会に出席し、当社の業務や財産の状況の調査等を実施するとともに会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。また、監査担当部門からは、適宜内部監査の報告を受け、相互連携を図っております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	415,778	流 動 負 債	181,070
現金及び預金	303,526	買 掛 金	22,006
売 掛 金	100,193	関係会社短期借入金	90,000
仕 掛 品	5,405	一年内返済予定の長期借入金	8,814
前 払 費 用	5,414	未 払 金	10,622
そ の 他	1,840	未 払 費 用	16,452
貸倒引当金	△601	未 払 法 人 税 等	3,774
固 定 資 産	64,696	未 払 消 費 税 等	11,734
有形固定資産	8,371	前 受 金	7,041
建 物	5,750	預 り 金	10,623
工具器具備品	2,621	固 定 負 債	16,540
無形固定資産	40,399	退職給付引当金	16,540
ソフトウェア	23,108	負 債 合 計	197,610
ソフトウェア仮勘定	17,291	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	15,925	株 主 資 本	282,177
関係会社株式	5,000	資 本 金	1,037,433
長期貸付金	1,776	資 本 剰 余 金	120,242
長期前払費用	17	資 本 準 備 金	120,242
敷金及び保証金	10,908	利 益 剰 余 金	△875,469
貸倒引当金	△1,776	利 益 準 備 金	550
資 産 合 計	480,475	その他利益剰余金	△876,019
		繰越利益剰余金	△876,019
		自 己 株 式	△28
		新 株 予 約 権	687
		純 資 産 合 計	282,864
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	480,475

損益計算書

（平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		715,968
売 上 原 価		540,952
売 上 総 利 益		175,016
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		174,990
営 業 利 益		25
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	89	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,169	
そ の 他	158	5,417
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,131	
売 上 債 権 売 却 損	1,306	
支 払 保 証 料	544	
そ の 他	38	6,019
経 常 損 失		576
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	776	776
税 引 前 当 期 純 利 益		200
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,780	3,780
当 期 純 損 失		3,579

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計	利 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利 益 剰 余 金 計
平成27年1月1日残高	1,022,403	1,208,833	—	1,208,833	550	△1,976,061	△1,975,511
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	15,030	15,030		15,030			
準備金から剰余金へ の 振 替		△1,103,621	1,103,621	—			
欠 損 填 補			△1,103,621	△1,103,621		1,103,621	1,103,621
当期純損失(△)						△3,579	△3,579
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額 (純 額)							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	15,030	△1,088,590	—	△1,088,590	—	1,100,041	1,100,041
平成27年12月31日残高	1,037,433	120,242	—	120,242	550	△876,019	△875,469

	株 主 資 本		新株予約権	純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 計		
平成27年1月1日残高	△28	255,696	1,525	257,221
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行		30,060		30,060
準備金から剰余金へ の 振 替		—		—
欠 損 填 補		—		—
当期純損失(△)		△3,579		△3,579
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額 (純 額)			△837	△837
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	26,480	△837	25,643
平成27年12月31日残高	△28	282,177	687	282,864

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～15年

工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作ソフトウェア
工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の受注制作ソフトウェア

工事完成基準

5. その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---------------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 50,713千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分掲記したものを除く) | |
| 売掛金 | 80千円 |
| 買掛金 | 972千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

- | | |
|-----------------|---------|
| 売上高 | 840千円 |
| 外注費 | 2,090千円 |
| 支払手数料 | 250千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 3,600千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14,700,732株	300,000株	－株	15,000,732株
合計	14,700,732株	300,000株	－株	15,000,732株
自己株式	236株	－株	－株	236株
合計	236株	－株	－株	236株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加300,000株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

未払事業税	1,103 千円
貸倒引当金否認額	790 千円
退職給付引当金否認額	5,359 千円
前払費用償却否認	33,957 千円
減損損失否認	8,751 千円
繰越欠損金	513,966 千円
繰延税金資産小計	<u>563,928 千円</u>
評価性引当額	<u>△563,928 千円</u>
繰延税金資産合計	<u>— 千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	64.9%
住民税均等割	1,887.1%
評価性引当額の増減	△22,221.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	<u>22,120.7%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>1,887.1%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更が計算書類に与える影響はありません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を金融機関等からの借入、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権及び新株の発行により調達し、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブ取引については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は当社の賃貸契約における敷金であり、貸借先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。貸付金は取引先に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は支払期日は3ヶ月以内であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金には主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利のため金利変動のリスクはありません。預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い担当部門が取引先状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握とリスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金等について、総額に対する変動金利での調達割合を抑制する管理方針をとっております。外貨建て債務に係る為替リスクは取引量が限定的であるため、現時点におけるリスクは低いと認識しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金繰計画を作成・更新し、適正な手許流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因をおり込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（注2. 参照）及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	303,526	303,526	—
(2) 売掛金	100,193	100,193	—
(3) 長期貸付金	1,776		
貸倒引当金 (※1)	△1,776		
	—	—	—
資産計	403,719	403,719	—
(4) 買掛金	22,006	22,006	—
(5) 関係会社短期借入金	90,000	90,000	—
(6) 未払金	10,622	10,622	—
(7) 未払法人税等	3,774	3,774	—
(8) 未払消費税等	11,734	11,734	—
(9) 預り金	10,623	10,623	—
(10) 長期借入金 (※2)	8,814	8,813	△0
負債計	157,575	157,575	△0

(※1) 長期貸付金に個別に計上している引当金を控除しております。

(※2) 一年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めて表示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金 (2)売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期貸付金

個別の案件ごとに回収可能性、回収見込等に基づいて貸倒引当金を設定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した額と一致しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(4)買掛金 (5)関係会社短期借入金 (6)未払金 (7)未払法人税等 (8)未払消費税等 (9)預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	5,000
敷金及び保証金	10,908

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価等開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	303,526	—	—	—
売掛金	100,193	—	—	—
合計	403,719	—	—	—

(注) 回収時期が合理的に見込めない長期貸付金1,776千円については、上表には含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	㈱ティーオーコーポレーション	被所有 直接21.4%	—	資金の借入	—	関係会社短期借入金	90,000
				利息の支払	3,600	未払費用	752

(注1) 資金の借入に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注2)	取引金額(注1)	科目	期末残高(注1)
子会社	㈱イビット	所有 直接51.0%	役員の兼任 業務委託契約	業務支援	840	売掛金	80
				業務委託	2,340	買掛金	972

(注1) 業務支援及び業務委託については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 18円81銭
- 1株当たり当期純損失 0円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月24日

株式会社ジェクシード
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 本 郷 大 輔 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェクシードの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月1日

株式会社ジェクシード監査役会

常勤監査役 石川 祐一 ⑩

社外監査役 佐藤 烈臣 ⑩

社外監査役 庄 籠一 充 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該以降のために、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 （条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 （条文省略） （取締役の員数） 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 （新設）	第1条～第3条 （現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削除） （3） <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 （現行どおり） （取締役の員数） 第19条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2. 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員又は補欠によって選任された監査等委員以外の取締役の任期は、他の在任する監査等委員以外の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第25条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 2. (条文省略)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第25条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決議の決定の委任)</u> <u>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 2. (現行どおり)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法423条第1項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u> 第32条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、</u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、</u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第五章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する<u>ことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規則) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>監査役(監査役であったものを含む。)の会社 法423条第1項の賠償責任について、法令に定め られる要件に該当する場合には、賠償責任額か ら法令に定める最低責任限度額を控除して得 た額を限度として免除することができる。</u> 2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について、法令に定める 要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定 める最低責任限度額に限定する契約を締結す ることができる。</p> <p>第40条～第46条 (条文省略)</p> <p>附 則 第1条(商号)の変更は平成24年4月1日の会 社合併の効力発生を条件に同日から実施す る。</p>	<p>(削除)</p> <p>第36条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定 により、取締役会の決議によって、第14期定時 株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役 であった者を含む。)の会社法第423条第1項の 賠償責任について、法令に定める要件に該当す る場合には、賠償責任額から法令に定める最低 責任限度額を控除して得た額を限度として免 除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	野 澤 裕 (昭和40年12月23日)	昭和63年4月 日本電信電話(株)入社(会社分割により(株)NTTデータへ移籍) 平成3年4月 日本デジタルイクイップメント(株)(現日本ビューレット・パカード)入社 平成11年11月 (株)日本ルセント・テクノロジー(現日本アルカテル・ルセント(株))入社 平成13年6月 同社 ソフトウェアマーケティング事業部長 平成16年8月 ボードフォン(株)(現ソフトバンク(株))システム戦略部長 平成19年5月 アイルランド Valista International Limited 日本支社長 平成22年10月 日本マシコ(株) 代表取締役社長 平成24年1月 ReachLocal Japan 合同会社 最高執行責任者 平成26年3月 当社 取締役副社長 平成26年12月 (株)インビット 代表取締役(現任) 平成27年3月 当社 代表取締役(現任)	一株
2	※ 中 北 雅 博 (昭和28年11月18日)	昭和53年4月 東亜燃料工業(株)(現 東燃ゼネラル石油(株))入社 平成11年3月 東燃・東燃化学人事部 東燃担当部長 平成12年7月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク入社 日本GEエンジンサービス(株) 人事総務部長 平成15年9月 シーメンス旭メテック(株)(現シーメンス・ジャパン(株))入社 平成16年1月 同社 取締役統括人事部長 平成19年11月 BASFジャパン(株) 常務執行役員 人事・コーポレートコミュニケーション本部長 平成23年6月 市光工業(株) 人事部長 平成24年6月 (株)フジインコーポレーション 人事部主席	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
3	おおしま たかゆき 大島 貴之 (昭和37年2月7日)	昭和61年4月 マルセレス・ベンツ日本(株)入社 平成3年8月 米国カーネギー・メロン大学産業経営工学 大学院入学 平成5年5月 同大学院卒業 MBA取得 平成5年6月 米国AT&T(株)入社 平成6年2月 日本AT&T(株) 経営企画・商品企画担当 平成7年9月 同社 会社分割(株)日本ルーセント・テクノロジー (現日本アルカテル・ルーセント(株)) 平成8年4月 同社 ビジネスマネジメント部長 平成13年6月 日本ソナス・ネットワークス(株) 代表取締役 平成24年1月 米国 アファームド・ネットワーク ジェネラルマネージャー (現任) 平成24年3月 当社 社外取締役 平成27年3月 当社 取締役(現任)	12,500株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	いしかわ ゆういち 石川 祐一 (昭和29年12月20日)	昭和53年4月 (株)企画室社(現(株)ネ・パブリッシング)入社 平成元年4月 同社 総務部長 平成5年11月 (株)ジャップス(同社関連会社)取締役 平成7年11月 (株)ネ・パブリッシング取締役 平成19年11月 (株)ジャップス(同社関連会社)取締役 退任 平成21年11月 (株)ネ・パブリッシング取締役退任 平成21年11月 同社 管理担当執行役員 平成22年11月 同社 監査役 平成23年11月 同社 監査役退任 平成24年3月 当社 監査役(現任)	一株
2	さとう やすおみ 佐藤 烈臣 (昭和18年12月16日)	昭和37年9月 警視庁警察官 平成8年9月 警視庁大塚警察署長 平成9年9月 警視庁警察大学校教授 平成12年9月 警視庁中野警察署長 平成14年3月 警視庁第五方面本部長 平成15年3月 三井不動産販売(株)入社 平成21年2月 当社 監査役(現任)	一株
3	なが おか りょうすけ 長岡 亮介 (昭和22年7月23日)	昭和54年4月 津田塾大学学芸学部講師 昭和60年4月 同大学 助教授 平成3年4月 大東文化大学法学部教授 平成9年10月 放送大学教養学部教授 平成15年6月 当社 非常勤監査役 平成25年4月 明治大学理工学部特任教授(現任) 平成26年3月 当社 社外監査役 平成27年3月 当社 社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤烈臣氏及び長岡亮介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤烈臣氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営に資するところが大きく、また、コンプライアンスに関する専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 長岡亮介氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、産業界の豊富な経験・見識を有しており、他の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場からの見識を当社の業務執行に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 佐藤烈臣氏及び長岡亮介氏両氏については、東京証券取引所に定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、石川祐一氏、佐藤烈臣氏、長岡亮介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 当該議案が原案どおり承認された場合には、佐藤烈臣氏及び長岡亮介氏と当社との間で締結した会社法第423条第1項の損害賠償について法令が定めた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
8. 長岡亮介氏は現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」の効力が生じると、取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5千万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

